

# 地 域 再 生 計 画

## 1. 地域再生計画の名称

みなとまち今昔物語－漁業の力再生計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

長崎県

## 3. 地域再生計画の区域

平戸市の区域の一部（大島港、おおねぎか 大根坂漁港及びうすかわん 薄香湾漁港）

## 4. 地域再生計画の目標

### ・地域及び港の概要

平戸市は九州本土の最西端、平戸瀬戸を隔てて南北に細長く横たわっている平戸島と、その周辺に点在する大小およそ40の島々から構成されている。平戸市の面積は235.63km<sup>2</sup>あり、北に玄界灘、西には東シナ海を望む日本本土最西端の地である。その多くは平坦地に乏しい起伏の多い地形となっており、海岸線はリアス式海岸で変化に富み、表情豊かな自然景観を形成している。その為、その一部は西海国立公園の指定を受けている。

この内、事業対象個所となる的山大島及び薄香湾周辺部は耕作には向きな地形であり、周辺海域に多くの好漁場が存在する為、古くから、漁業が地域の基幹産業であり、その構造は今も変わらず続いている。

地域の交通体系としては、国道383号線が平戸本島内を縦断しており、本土部との連絡は平戸大橋を経由し、平戸市田平町を経て佐賀県北部～福岡方面及び佐世保市方面へ西九州道路や関連する道路整備が行われており、広域的なネットワークが形成されようとしているところである。また、海上交通については平戸市中心地に位置する平戸港、平戸大橋が建設される以前においては、平戸島と本土を結ぶ港であった田平港、天然の良港の為、荒天時にも定期航路の運航が可能な薄香湾漁港等より、的山大島をはじめとした近隣の島嶼へフェリーが就航している。

平戸市は地方分権の進展や少子・高齢化・過疎化といった社会環境の変化に加え、交通環境の改善及び住民のライフスタイルの多様化に伴う生活圏の拡大、さらには厳しい地方財政などを背景に平成15年10月、平戸市、田平町、生月町、大島村の1市2町1村による市町村合併を行い、新「平戸市」となった。

大島港は、平戸市を構成する島々の内、平戸本島を除き2番目に大きな島、的山大島の南側に位置する長崎県管理の地方港湾である。大島港は、大島と本土との主な連絡港であり、現在の物流、人の移動の拠点となっている的山地区、大島村時代の村役場（現平戸市役所大島支所）も存在し、以前からの漁師町の面影を残し、国選定重要伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」）の指定地もある神ノ浦地区及び漁船の係留利用の他、栽培漁場としての役割も担う板ノ浦地区の計3地区から形成されている。

大根坂漁港は大島港と同じ的山大島の北東部に位置する県管理の第一種漁港である。地

域住民の半数以上が漁業活動に従事しており、的山大島唯一の漁業協同組合である大島村漁協の加工場があり、貴重な島内の雇用の場を提供している。

薄香湾漁港は、平戸本島の北西部薄香湾奥部に位置する県管理の第二種漁港である。天然の良港であり、古くからまき網漁場の基地港として栄え平戸市では最も早くハマチ養殖に取り組むなど沿岸漁業、養殖業が盛んな地域である。また、荒天時には大島港からのフェリーの本土側受け入れ港であり、的山大島とのアクセスにおける重要な港である。

しかしながら、水産資源の減少や魚価の低迷、漁業従事者の高齢化など水産業を取り巻く状況は厳しく、地域の基幹産業でもある水産業の低迷等が若年層の流失を招き、人口の減少といった地域活力の低下をもたらしている中で、豊かな自然環境や独自の歴史や文化、及び年間 170 万人が訪れる平戸島の集客力を取り込み、地域の活性化対策に取り組むことが必要とされている。

これらを踏まえ、今回の計画においては、漁師体験等の体験型観光と伝建地区及び漁船等の安全対策を絡め、地域の活性化を図りたい。

具体的には、大島港神ノ浦地区の伝建地区において、江戸中期から明治期に建てられた物件が数多く残る港町を見て、「以前」の漁師の暮らしについて考え、大島港的山地区、神ノ浦地区、大根坂漁港、薄香湾漁港のそれぞれにおいて実施されている「現在」の漁師の体験をする。水産業のアピールとともに平戸市のもう一つの基幹産業でもある観光の掘り起しを図るため、体験型観光の実施の場所である係留施設等の安全を確保することにより、体験型観光の安全性が向上し、体験型観光の誘致率、集客力の向上を図る。合わせて効率的な漁業活動が可能となるため、漁獲高の向上を目指す。

大島港的山地区においては、港全体を守る第一線防波堤の改良を行い、荒天時の波浪に対する安全性を向上させるとともに、簡易浮体式の岸壁を整備し、潮位差に対応する事により、漁船の出入港の作業コスト低減と安全性向上を図り、神ノ浦地区においては港内の静穏度が十分で無いため、防波堤を整備し港内静穏度を向上させ、生産コストの低減と安全性の向上を図る。

また、大根坂漁港及び薄香湾漁港においては、岸壁の改良を行う事により、安全な水産物の物流だけでなく、体験型観光における車両の安全性の向上を図る。

このように、港湾と漁港の基盤整備を進め、体験型観光の集客力向上と水揚げ高の増加を目指し、水産業及び観光業の振興により地域活力の向上を目指すものである。

平戸市は歴史的観光資産が数多く所在し、水産業のみならず観光産業も基幹産業であり、平戸城、平戸オランダ商館の復元、こうのうら神浦伝建地区など情緒溢れる町並みを今も残しており、近年は薄香湾漁港が映画のロケ地となり放映後は観光客も増加傾向にある。こういった資産を水産業と一体となって活用することで、更なる地域の活性化を図ることとしている。

#### (目標 1) 観光客数の増加 (平戸市)

1,700 千人/年 (平成 24 年) → 1,760 千人/年 (平成 28 年) → 1,800 千人/年 (平成 30 年)

#### (目標 2) 年間漁獲高の増大 (平戸市)

437 百万円/年 (平成 21~23 年の平均値) → 463 百万円/年 (平成 28 年)

→ 480 百万円/年 (平成 30 年)

## 5. 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

大島港的山地区においては出入港作業の作業労力の低減、及び体験型観光の安全な遂行の為、外郭施設、係留施設及び道路を整備する。同港神ノ浦地区においては、漁船休憩水域の静穏度向上及び体験型観光の安全な遂行の為、防波堤を整備する。

大根坂漁港及び薄香湾漁港においては、安全な水産物の物流及び体験型観光の安全な遂行の為、係留施設の改良を行う。

### 5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

### 5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### 港整備交付金【A3003】

##### [施設の種類と事業主体]

- ・ 港湾施設（大島港的山地区、大島港神ノ浦地区） 長崎県
- ・ 漁港施設（大根坂漁港、薄香湾漁港薄香地区、潮の浦地区及び曲地区） 長崎県

##### [事業期間]

- ・ 港湾施設 平成26年度～平成30年度
- ・ 漁港施設 平成26年度～平成29年度

##### [整備量]

- ・ 港湾施設 外郭施設、係留施設、輸送施設
- ・ 漁港施設 係留施設

##### [事業費]

- ・ 総事業費 2,353,000千円
- ・ 港湾施設 2,238,000千円（うち交付金 1,686,800千円）
- ・ 漁港施設 115,000千円（うち交付金 62,000千円）

### 5-4 その他の事業

#### 5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

#### 5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

#### 5-4-3 支援措置によらない独自の取組

- ・ 「テーマパーク観光プロモーション事業」（平戸市）  
平戸を季節ごとにテーマパーク化し、季節ごとの食・芸能などのイベントを「平戸藩の〇〇めぐり」と称しパッケージ化してPRを行い、市及び観光関係団体全体で観光客誘致を図る。
- ・ 「日本の宝「しま」体感交流事業」（平戸市）  
平戸市の「しま」独自の自然や歴史遺産、人材、特産物を活用した体験活動を企画・

実施し、しまの魅力を再認識するとともに、しまの人々や参加者同士の交流を深め、地域の教育力の向上やしまの活性化を図る。

## 6. 計画期間

平成 26 年度～平成 30 年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に平戸市や関係漁協の管理データにより調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データ及び事後評価に用いる実績データは、平戸市、関係漁協の管理データ等を用いて目標の設定、評価を行う。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 24 年 (基準年)	平成 28 年 (中間年)	平成 30 年 (目標年)
(目標 1) 観光客数の増加	1,700 千人/年	1,760 千人/年	1,800 千人/年
(目標 2) 年間漁獲高の増大	437 百万円/年 (H21～H23 平均)	463 百万円/年	480 百万円/年

### 7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了時、利用が平準化した後に本計画全体の事後評価を行い、ホームページ等で公表する。

### 7-4 その他

該当なし

## 8. 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

## 9. 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

## 10. 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし